

助成金額

助成対象設備, 助成金額

対象者	助成対象設備	同時設置する設備・他の補助事業の利用※1	助成金額	
戸建住宅の個人	太陽光発電システム (全量売電は対象外)	なし	2万円/kW	
		省エネ※2・耐震改修※3 次世代住宅ポイント※4	4万円/kW	
		太陽熱利用システム	4万円/kW	
		蓄電システム	4万円/kW 4kWまで1万円/kW加算※5	
		エネファーム	4万円/件加算	
賃貸共同住宅の個人所有者・個人居住者 (個人居住部分での使用の場合)	蓄電システム	太陽光発電システム	3万円/kWh※5 (上限: 6kWh)	
	HEMS※6 (家庭用エネルギー管理システム)	なし	2万円	
分譲共同住宅の区分所有者	太陽熱利用システム	自然循環型	なし	5万円
			省エネ・耐震改修 次世代住宅ポイント	10万円
			太陽光発電システム	15万円
		強制循環型	なし	10万円
			省エネ・耐震改修 次世代住宅ポイント	20万円
			太陽光発電システム	30万円
賃貸共同住宅の個人所有者 (共有部分での使用の場合)	太陽光発電システム (全量売電は対象外)	なし	4万円/kW	
分譲共同住宅の管理組合 集会所の自治会等	蓄電システム	なし	7.5万円/kWh	

- ※1 同時設置すること(各設備を設置し、同時に申請すること。)により、要件を満たす。
他の補助事業は、2019年4月1日から2020年3月31日までに他の補助事業の補助金の交付額の決定を受けるもの。
- ※2 既存住宅の省エネルギー支援事業において、補助対象費用25万円(税抜)以上の工事を同時に実施する場合。
- ※3 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業において、補助対象費用25万円(税抜)以上の工事を同時に実施する場合。
- ※4 国の次世代住宅ポイント制度において、住宅のリフォームの補助対象費用25万円(税抜)以上の工事を同時に実施する場合。ただし、対象工事は断熱改修又は耐震改修に限る。
- ※5 別途定める予算と期間を超えない範囲までを対象とする。また、太陽光発電システムと蓄電システムの合計助成対象経費の2分の1を超える場合、超える範囲については、減額する。
- ※6 京都府の補助制度と併用可。(KCFCAで検索)

一覧表は要綱に記載された内容を分かりやすくまとめたものです。詳細は要綱をご覧ください。

太陽光発電システムと蓄電システム、太陽光発電システムと太陽熱利用システムは、同時に申請することで、同時設置の助成金額が適用となりますので、ご注意ください。